

(株)高島屋横浜店 コインロッカー利用約款

株式会社高島屋横浜店(以下「当社」といいます)の管理するコインロッカー(以下「ロッカー」)をご使用いただく方(以下「ご使用者」といいます)は、以下の事項に同意いただいたうえでご使用ください。

1. ロッカーに入れることができないもの

- ・貴重品(現金・金券・有価証券類、パスポート・身分証明、キャッシュカード・クレジットカード類、宝石・貴金属、書画・骨董品・美術品、30,000 円以上の高額物品等)
- ・生鮮食料品、消費期限の短い食料品、冷蔵品、冷凍品、その他冷蔵・冷凍保管が必要なもの
- ・動物、植物
- ・揮発性もしくは毒性のあるもの、発火・爆発等の危険のあるもの、臭気を発するもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの、鉄砲刀剣類及び犯罪に供される恐れのあるもの、またはロッカーを汚損・毀損するおそれのあるもの

上記の物品をロッカーに入れられた場合、ご使用者に損害が発生しても当社は責任を負いかねます。また、上記の物品が入れられたことにより、当社または第三者に損害が発生した場合、ご使用者にその損害を補償いただきます。

2. ご使用時間

ご使用時間は、当日(一日限り)とし、店舗の営業時間内(基本午前 10 時から午後 8 時まで)とします。ご利用に際しては、500 円(税込)をいただきます。営業時間外は、ロッカーに入れたもの(以下「収容品」といいます)をお引渡しすることはできません。

3. ご使用時間内に引き取られなかった収容品の取り扱い

・ご使用時間内に、ロッカーから収容品をお引き取りされなかった場合、当社はロッカーを開錠し、収容品を取り出し、当社内の保管場所において、お預け入れ日の翌日から 60 日間保管(以下「保管期間」といいます)します。

なお、保管期間中であっても、腐敗臭、水分の滲み出し、消費・賞味切れ等により、保管に適さないと当社が判断した場合、当該収容品を処分します。

・保管期間中は、お預け入れ日の翌日から起算して、お引き取り日までの間、一日につき 500 円(税込)の保管料を申し受けます。なお、お引き取り日は時間の長短に関わらず一日とみなします。

・保管期間が 7 日間を超えた場合は、前記の保管料に加えて、ロッカーキーの交換費用として 4,000 円をご使用者にご負担いただきます。

・保管期間中にお引き取りがなかった収容品は、所有権を放棄したものとみなし処分します。

(処分日を拾得日と位置付け遺失物法に則り処分します)

・処分した収容品についての補償はいたしません。

・保管期間に収容品をお引き取りされる際は、1 階インフォメーションにて、ロッカーキーを返却いただくとともに、ご使用者の本人確認ができる書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証、身分証等)をご提示いただきます。

4. ロッカーキー紛失の際の取り扱い

- ・ロッカーキーを紛失された場合、ご使用者の本人確認ができる書類の提示と、当社所定の書類を提出いただいたうえで、収容品をお引渡しします。
- ・なお、ロッカーキーの交換費用として 4,000 円(税込)をご使用者に負担いただきます。

5. 損害補償

- ・収容品の滅失または毀損等の損害について、当社に責任があることが確認された場合、当社がお支払いする損害賠償金は金 30,000 円を限度とします。ただし、当社の故意または重過失により損害が発生した場合は、前記の損害賠償金の上限額は適用されないものとします。

6. 免責事項

以下の場合、当社は収容品について補償の責任を負いません。

- ・窃盗、搾取、遺失物横領等によりロッカーキーを不正に入手した者が開錠しロッカーから収容品を持ち出した場合
- ・ロッカーに入れることができない収容品についてお預け入れされた場合
- ・ロッカーの施錠忘れ等、ご使用者の誤使用により収容品が滅失、汚破損した場合
- ・天変地異等の不可抗力により収容品が滅失、汚破損した場合
- ・その他、当社の責によらず収容品が汚損・破損、滅失した場合

7. 約款の変更

- ・当社は以下の場合に、当社の裁量により本約款を変更することがあります。

- ① 本約款の変更が、ご使用者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- ・当社が本約款を変更する場合、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の一か月前までに変更の旨を掲示します。

- ・変更後の本約款の効力発生日以降に、ご使用者がロッカーを利用したときは、本約款の変更に同意したものとみなします。

2025年3月5日

連絡先

株式会社 高島屋 横浜店 1階遺失物承り所

電話番号 045-311-5111